

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次の実施要領のとおり告示する。

平成30年 9月11日

庄原市長 木 山 耕 三

第2期庄原市子ども・子育て支援事業計画策定業務に係る企画提案実施要領

1 趣旨

この要領は、本市が実施する「第2期庄原市子ども・子育て支援事業計画策定業務」を委託するにあたり、受託者を選定するための企画提案に関して必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

第2期庄原市子ども・子育て支援事業計画策定業務

(2) 委託期間

契約締結の日から平成32年3月31日まで

(3) 業務内容

本業務の内容は「第2期庄原市子ども・子育て支援事業計画策定業務仕様書」のとおりとする。

(4) 業務の予算

本業務の予算は5,918千円（消費税及び地方消費税を含む。）以下を予定している。ただし、平成30年度から平成31年度の債務負担予算とし、平成30年度2,821千円、平成31年度3,097千円以内とする。

3 参加資格者

業務の実施に必要な能力を有する者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 企画提案書の提出期限の日までに、庄原市建設業者指名除外基準要綱（平成17年庄原市告示第131号）又は広島県建設業者等指名除外要綱の各規定による指名除外を受けていない者

- (3) 庄原市税（事業者における法人市民税・固定資産税・軽自動車税）の滞納がない者
- (4) 国に納付すべき消費税・地方消費税及び法人税の滞納がない者
- (5) 経営不振の状態（会社更生法に基づき公正手続き開始の申し立てをした又はされたとき、民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをした又はされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、庄原市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）ないこと
- (6) 参加形態は単体事業体参加とし、次のとおりとする。
 - ①広島県内に本社、本店、支店又は営業所を有する法人であること。
 - ②平成20年4月1日以降において、国・地方公共団体から同種の業務（子ども・子育てに関する計画策定）を受託した実績を有すること。

4 企画提案の手順

(1) 参加表明書等の提出

企画提案に参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

①提出物及び提出部数

(ア) 参加表明書	(様式-1)	A4版	1部
(イ) 同種業務受託実績	(様式-2)	A4版	1部
(ウ) 上記受託実績にかかる成果品（計画書概要版等）			1部
(エ) 会社概要	(様式-3)	A4版	1部
(オ) 業務実施体制	(様式-4)	A4版	1部
(カ) 登記簿謄本	(写しでも可)		1部
(キ) 直近事業年度の財務諸表（決算書）			1部
(ク) 納税証明書	（消費税及び法人税。写しでも可）		1部
(ケ) 市税等納税調査承諾書	(様式-5)	A4版	1部

②提出期限

平成30年9月18日（火）17時まで

③提出方法

持参又は郵送。郵送による場合は、期限とする日時までに必着のこと。

(2) 企画提案者の選定（書類審査）

参加表明書等を提出した者について、参加資格の確認及び書類審査を行い、企画提案者として3者まで選定する。審査は、「第2期庄原市子ども・子育て支援事業計画策定業務企画提案審査基準」に基づき行う。

なお、選定結果は、平成30年9月21日（金）17時までに、電子メールで参加表明書等の提出者全員に通知する。

(3) 質問事項の受付・回答

企画提案者を対象として、仕様書に関する質問を受け付ける。質問がある場合は、質問書（様式-6）を次のとおり提出すること。

① 提出期限

平成30年10月2日（火）17時まで

②提出方法

電子メールによる。件名は「第2期庄原市子ども・子育て支援事業計画策定業務に関する質問」とすること。

なお、送信後は、電話でその旨を連絡すること。

③回答方法

質問に関する回答は、平成30年10月4日（木）まで隨時、電子メールで企画提案者全員に送信する。

（4）企画提案書等の提出

「4（2）企画提案者の選定」により書類審査を通過した者は、企画提案書等を次のとおり提出しなければならない。審査の公平性、透明性を図るため、企画提案書には、社名や商標、記号など、提案者を認識できるものを表示しないこと。

なお、様式は任意とする。

①提出物及び提出部数等

（ア）企画提案書 … 10部提出

- 用紙は原則A4版、横書き、文字サイズ10.5ポイント以上
- 表紙、目次を除き、10ページ以内で両面印刷
- A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、1枚あたりA4版2ページとカウントする。

（イ）参考見積書 … 1部提出

- 用紙は原則A4版、横書き
- 当該業務に係る各年度の所要経費を見積もり、積算根拠も明記すること。
- 各年度の見積額は、「2（4）業務の予算規模」で示す各年度の予算額を超えないこと。予算額を超える見積書を提出した場合は失格とする。

（ウ）実施スケジュール表 … 1部提出

- 用紙は原則A4版、横書き

②企画提案書への記載事項

（ア）業務実施方針

（イ）計画書の構成に関する提案

（ウ）現状の調査、分析の手法

（エ）業務実施スケジュール

（オ）計画策定の基本方針（理念・目標）

（カ）本市における子ども・子育て支援に有効な独自提案

③提出期限

平成30年10月11日（木）17時まで

④提出方法

持参又は郵送。郵送による場合は、期限とする日時までに必着のこと。

（5）最優秀提案者の選定（提案審査）

企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーション等の内容をもとに「プロポーザルによる第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務受託候補者選定審査会」において審査を行

い、評価が最も高かった者を最優秀提案者として選定する。

①プレゼンテーションの実施

(ア) 方法

本市に提出した企画提案書に基づき、提案者がプレゼンテーション方式で説明を行う。プレゼンテーションに際し、パワーポイント等の使用は認めるが、当初提出した企画提案書等にない提案の説明や追加資料は認めない。また、パソコンを使用して説明を行う場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、パソコンは提案者で用意すること。

(イ) 時間

1社につき、提案説明時間20分、その後の質疑応答時間10分を設ける。なお、説明時間を超過した場合は、中途でも打ち切ることとするので留意すること。

(ウ) 出席者及び説明者

プレゼンテーションへの出席者は、業務実施体制（様式－3）に記載された者3人以内とし、その中の代表者が主たる説明を行うこととする。

(エ) 開催日時

平成30年10月19日（金）（時間等の詳細は後日書面で通知する。）

②審査基準

「第2期庄原市子ども・子育て支援事業計画策定業務企画提案審査基準」に基づき行う。

(6) 最優秀提案者等の選定

書類審査及び提案審査において厳正な審査を行い、審査結果に基づき最優秀提案者1社、次点者1社を選定する。

(7) 選定結果の通知

審査結果の確定後、速やかに企画提案者全員に書面により通知する。

(8) 契約手続き

最優秀提案者に対し、本業務委託契約に係る優先交渉権が与えられる。なお、最優秀提案者との契約が不調となった場合は、次点者に交渉権が与えられる。

契約交渉により本市と合意に至った場合には、企画提案した見積金額を上限とする範囲内で契約を締結する。

5 実施スケジュール

(1) 実施要領の公表（告示）

平成30年9月11日（火）

(2) 参加表明書等の提出

平成30年9月18日（火）17時まで

(3) 企画提案者選定結果・プレゼンテーション実施日の通知

平成30年9月21日（金）

(4) 仕様書に関する質問受付

平成30年9月21日（金）から 平成30年10月2日（火）17時まで

(5) 上記質問への最終回答日

平成30年10月4日（木）

(6) 企画提案書の受付

平成30年9月21日（金）から 平成30年10月11日（木）17時まで

(7) 提案審査（プレゼンテーション実施）

平成30年10月19日（金）

(8) 審査結果通知

平成30年10月23日（火）

(9) 契約の締結・業務開始予定

平成30年10月下旬予定

6 その他留意事項

- (1) 本企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成・提出等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された全ての書類は返却しない。
- (4) 提出された書類の受領後は、差し替え及び再提出を認めない。
- (5) 提出された書類は、必要に応じ複写することがある。
- (6) 企画提案者は、選定結果の通知に対して、書面を受理した日から本市の定める休日を除く5日以内に、書面により説明を求めることができる。
- (7) 前項の求めがあった場合には、書面を受理した日から本市の定める休日を除く10日以内に電子メールにより回答する。ただし、法人又は個人に関する情報で、公にすることにより当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるもの、その他本市の情報公開条例に定める非公開情報に関する事項については除く。
- (8) 虚偽の記載、選定審査会の委員又は関係者との接触、その他選定結果に影響を与える不正な行為等があった場合は、失格とし選考の対象としない。

7 連絡先及び提出先

庄原市 総務部 管財課 契約係 (担当) 高柴・森永

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

電話 0824-73-1203

ファクシミリ 0824-72-3322

電子メールアドレス kanzai@city.shobara.lg.jp